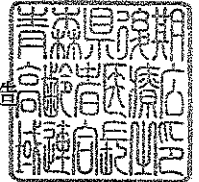


青森県後期高齢者医療広域連合告示第12号

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年青森県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第40条の規定により、平成19年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成20年6月17日

青森県後期高齢者医療広域連合長 佐々木 誠 造



1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況

開示請求は、なかった。

(2) 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況

訂正請求は、なかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況

利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての件数並びにこれらについての決定の状況

開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ては、なかった。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

苦情の申出は、なかった。